

仙臺すずめ踊り連盟 規約(10版)

〔名称・事務所〕

第1条 本会は、仙臺すずめ踊り連盟（以下「連盟」という）と称し、事務所を仙台・青葉まつり協賛会内に置く。

〔目的〕

第2条 連盟は、仙台の伝統芸能の一つである「仙台すずめ踊り」の普及並びに保存を目的とし、地域文化・まちづくりの向上・発展に寄与する。

〔事業〕

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 仙台すずめ踊りの普及
- (2) 仙台すずめ踊りの錬成
- (3) 会員への情報提供および支援
- (4) 会員相互の交流
- (5) 連盟に関する広報活動
- (6) 「仙台・青葉まつり」への支援・協力
- (7) その他、連盟の目的を達成するために必要な事業

〔事業年度・会計年度〕

第4条 連盟の事業年度および会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

〔経費〕

第5条 連盟の経費は、会費、寄付金、委託金、補助金、助成金、その他の収入をもって充てる。

〔会員の種類〕

第6条 連盟は次の会員によって構成される。

- (1) 祭連（まづら）会員
- (2) 法人会員
- (3) 個人会員
- (4) 賛助会員

〔祭連会員〕

第7条 祭連会員は連盟の目的に賛同し会費を納入し登録した祭連をもって構成する。

- 2 祭連会員は、祭連から幹事を1名以上選出し、幹事会、部会他に於いて、連盟の目的達成に必要な事項の実施に協力する。
- 3 祭連会員の総会、幹事会における議決権は1票とする。
- 4 年会費の額は1口10,000円とし、何口でも可とする。

〔法人会員〕

第8条 法人会員は連盟の目的に賛同し会費を納入し登録した法人をもって構成する。

- 2 法人会員は、幹事を1名以上選出し、幹事会、部会他に於いて、連盟の目的達成に必要な事項の実施に協力する。
- 3 法人会員の総会、幹事会における議決権は1票とする。
- 4 年会費の額は1口10,000円とし、何口でも可とする。

〔個人会員〕

第9条 個人会員は連盟の目的に賛同し、会費を納入し登録した個人をもって構成する。

- 2 個人会員は、幹事として幹事会、部会他に於いて、連盟の目的達成に必要な事項の実施に協力する。
- 3 個人会員の総会、幹事会における議決権は1票とする。
- 4 年会費の額は1口5,000円とし、何口でも可とする。

〔賛助会員〕

第10条 賛助会員は連盟の目的に賛同し、会費を納入し登録した個人・法人をもって構成する。

- 2 賛助会員は、総会、幹事会における議決権を有しない。
- 3 年会費の額は1口2,000円とし、何口でも可とする。

(入会)
第11条 会員として入会(加盟)しようとするものは、連盟が別に定める「加盟届」により、会長に申し込み、役員会の承認により入会(加盟)とする。

(会費)
第12条 会員は、連盟の定める会費を納入しなければならない。
2 会費は、仙台・青葉まつりの前日まで納入するものとする。
3 既納の会費は、返還しない。

(会員資格の喪失)
第13条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 「退会届」の提出をしたとき。
(2) 会員である個人の死亡、又は団体が消滅したとき。
(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

(休会)
第14条 会員が休会する場合には、連盟が別に定める「休会届」に必要事項を明記の上、会長に提出し休会手続きを行なう。
2 休会期間は最大1年とし、それ以上の場合は退会とする。
3 休会中は、連盟活動への参加、各種連絡、資料の送付等を停止する。

(退会)
第15条 会員が退会する場合には、連盟が別に定める「退会届」に必要事項を明記の上、会長に提出し退会することができる。

(除名)
第16条 会員が次の各号の一に該当したときは、役員会の議決により除名することができる。
(1) この規約に違反したとき。
(2) 連盟の名誉を傷つけ、又は連盟の目的に反する行為をしたとき。

[役員]
第17条 連盟に、会員より選出された次の各号の役員を置く。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 若干名
(3) 事務局長 1名
(4) 部会長 各部会から1名、役員会で業務上必要と認められた場合は2名まで

[役員を選任]
第18条 会長は、仙台・青葉まつり実行委員長の職にあるものをもってこれにあたる。
2 副会長・事務局長・部会長は、会員より選出され、総会において承認されたものがあたる

[役員職務]
第19条 会長は、連盟を代表し、会務を統括する。
2 副会長は、会長を補佐し、業務の執行および運営を掌握し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
3 事務局長は連盟の業務を掌握し、役員会の議決に基づき会務を処理し執行にあたる。
4 部会長は各部会の責任者として、事業計画立案、事業の実施、予算管理を執行する

[役員任期]
第20条 会長の任期は、仙台・青葉まつり実行委員長のそれに準ずる
2 その他の役員任期は総会承認から次期改選までの2年とする
ただし、再任を妨げないものとするが、同一役職は連続3期6年を最大とする
3 任期の途中で交代、または補充があった場合は残りの任期を引継ぐものとする。

〔相談役〕

- 第21条 連盟に、相談役を若干名置くことができる。
- 2 相談役は、役員会の同意を得て会長が委嘱する。
 - 3 相談役は、役員会の諮問に応じ意見を述べ又は相談に応じる。

〔会計監事〕

- 第22条 連盟に会計監事を2名置く。
- 2 会計監事は、収支予算並びに決算の監査を行う。
 - 3 会計監事は、仙台・青葉まつり副実行委員長の職にあるものに委嘱し、任期は、仙台・青葉まつり副実行委員長のそれに準ずる
 - 4 会計監事が所属母体にて移動になった場合は、速やかに第3項により補充する。

〔顧問〕

- 第23条 連盟に、顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、役員会の同意を得て会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、連盟の運営基本事項について諮問に応じる。

〔相談役・顧問の任期〕

- 第24条 相談役・顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

〔総会〕

- 第25条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 2 総会は、祭連会員・法人会員・個人会員をもって構成する。
 - 3 定期総会は、毎年1回開催し、会長が招集する。
 - 4 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は会員の5分の1以上の要請があったとき招集する。
 - 5 総会における議決権は祭連会員・法人会員・個人会員とも各々1票とする。
 - 6 総会は、会員が保有する議決権の過半数の出席(委任状を含む)をもって開催成立とする。【議事定足数】
 - 7 総会は、次の事項を審議し、出席した議決権の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。【表決数・議決定足数】
 - (1) 事業報告及び収支決算の承認
 - (2) 事業計画及び収支予算の決定
 - (3) 規約の変更
 - (4) 副会長・事務局長・部会長の承認
 - (5) その他重要な事項

〔総会の議長〕

- 第26条 総会の議長は会長または会長の指名した会員が、これにあたる。

〔役員会〕

- 第27条 定例役員会は毎月1回、または必要に応じ随時会長が招集し、総会付議事項、連盟の重要事項、幹事会・部会からの提案事項などを審議する。
- 2 役員会は、役員過半数の出席(委任含む)をもって開催成立とする。【議事定足数】
 - 3 役員会の議長は会長または会長の指名した役員がこれにあたる。
 - 4 役員会の議事は、出席役員過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。【表決数・議決定足数】

〔幹事会〕

- 第28条 幹事会は幹事をもって構成し、定例幹事会は毎月1回開催する。
- 2 幹事会は、具体的な事項について会務を処理し役員会に報告する。
 - 3 幹事会は2項を達成するために細分化された部会から構成される。
 - 4 幹事は、祭連会員、法人会員、個人会員から各1名以上選出する。
 - 5 幹事会の議長は事務局長または事務局長が指名した幹事がこれにあたる

〔部会〕

- 第29条 連盟は、その目的達成に必要な事項を実施するために部会を設置する。
- 2 部会は、事業計画案、予算案、人事案等を作成し、役員会にて協議し総会議案とする

〔部会の構成〕

- 第30条 部会の種類は役員会にて決定する。
- 2 各部会は、部会長、副部会長、部会会計（1～2名）及び部会メンバーをもって構成する。
 - 3 部会長は役員として部会メンバーより選出し、総会にて承認を得る。
 - 4 副部会長及び部会会計は、部会メンバーより選出する。
 - 5 部会メンバーは、祭連会員、法人会員、個人会員より選出された幹事をもって構成される。
 - 6 副部会長、部会会計の任期は2年とする。
ただし、再任を妨げないものとするが、同一役職は連続3期6年を最大とする

〔事務局〕

- 第31条 連盟は、その目的達成に必要な事務処理を実施するために事務局を設置する。
- 2 事務局は役員会の議決に基づき、連盟運営に係る事項の発案、報告書の作成、会計、文書管理、電子メール等による連絡網、SNS管理を行なう。
 - 3 事務局は、事務局長、事務局次長、事務局員、会計（2名）をもって構成する。
 - 4 事務局長は役員として事務局員より選出し、総会にて承認を得る。
 - 5 事務局次長は事務局員から、会計は幹事の中から選出する。
 - 6 事務局次長は、事務局長を補佐し会務を掌握し、事務局長が不在の時は、その職務を代行する。
 - 7 会計は、連盟会計の出納管理および各部会会計の監督を行う。
 - 8 事務局次長、会計の任期は2年とする
ただし、再任を妨げないものとするが、同一役職は連続3期6年を最大とする

〔専任委員・事務補助員〕

- 第32条 連盟は必要に応じて専任委員を置くことができる。
- 2 会員のうち若干名を必要に応じて事務補助員とし、専任委員の事務を補助させることができる。
 - 3 専任委員及び事務補助員については、必要に応じて日当・経費等を支払うことができる。

〔会議記録〕

- 第33条 会議において以下の事項を記録した議事録を作成する
- (1) 日時、場所、議決権総数、出席者数（委任状数を付記）
 - (2) 議長及び記録者
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 総会においては議事録署名人の選出に関する事項、並びに議長と議事録署名人の署名

〔文書管理〕

- 第34条 連盟は、次の文書の管理、保存を行なう。
- (1) 規約・規程・会計等の内部文書
 - (2) 会議議事録、備品台帳
 - (3) 発行・受領の外部文書

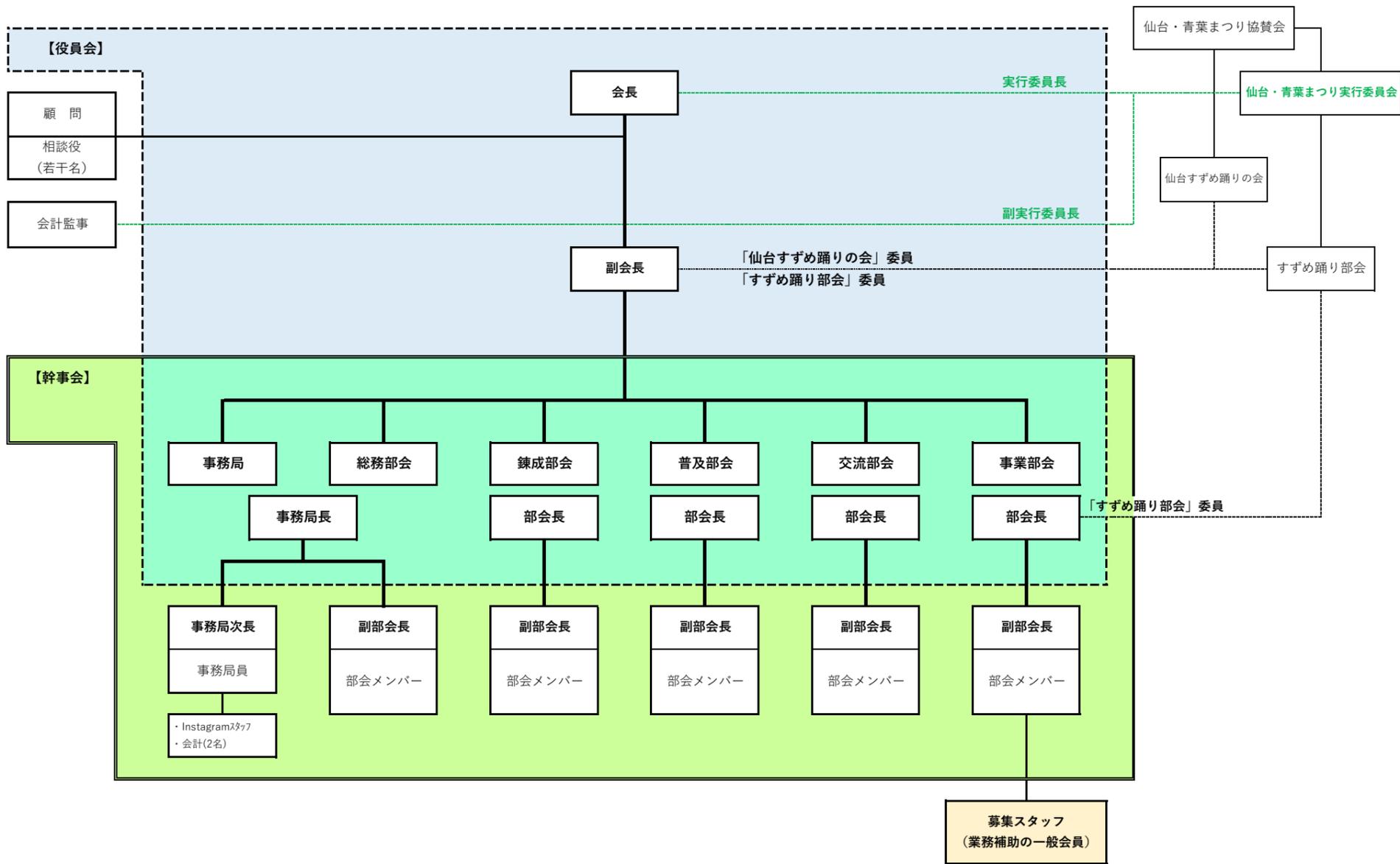
〔組織図〕

- 第35条 この規約に組織図を付す

〔細則〕

- 第36条 この規定に定めのない事項については、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

- 付則
- 1 この規定は、平成13年1月1日より施行する。
 - 2 この規定は、平成15年3月15日より施行する。
 - 3 この規定は、平成17年1月29日より施行する。
 - 4 この規定は、平成18年2月3日より施行する。
 - 5 この規定は、平成19年2月4日より施行する。
 - 6 この規定は、平成20年2月24日より施行する。
 - 7 この規定は、平成22年1月30日より施行する。
 - 8 この規定は、平成25年2月10日より施行する。
 - 9 この規定は、令和2年1月26日より施行する。
 - 10 この規定は、令和8年2月7日より施行する。



部署/役職	会員資格	業務内容の概要
会長	会員	連盟の運営管理、活動方針、対外交渉 【仙台・青葉まつり実行委員長】があたる
副会長	会員	会長を補佐し、連盟の運営管理、活動方針立案、対外交渉（青葉まつり協賛会、仙台すずめ踊りの会、すずめ踊り部会他）を遂行する
事務局長	会員	役員会の議決に基づき、事務局の責任者として会務を処理し執行にあたる 総務部会長を兼務
部会長	会員	各部会業務の責任者として、部会事業計画立案、事業の実施、予算管理を執行する
顧問	問わず	運営基本事項について諮問に応じる
相談役	問わず	役員会の諮問に応じ、意見を述べ、相談に応じる。役員会、各種事業には参加できる
会計監事	問わず	会計監査業務 【仙台・青葉まつり副実行委員長】に委嘱する
事務局	会員	<ul style="list-style-type: none"> 総会議案書の編成（各部会の事業報告、事業計画、決算報告、予算案、役員人事案等）まとめと調整 文書管理 内部文書（規約/規程等の制定管理/改定管理/原本管理）、外部文書（発行管理/保管管理） 総会/役員会/幹事会の進行 ホームページ、Instagram 全体管理 役員会line/幹事会メール管理者 会計業務 会員名簿管理（加盟・休会・退会手続）
総務部会	会員	<ul style="list-style-type: none"> 会議準備（会場手配、幹事会資料、幹事会議事録、総会議案書印刷） ホームページ掲載資料作成 備品管理
錬成部会	会員	<ul style="list-style-type: none"> 踊り、お囃子、その他（着付・口上等）の錬成会の計画・実施 すずめ踊りに関する歴史等研究
普及部会	会員	<ul style="list-style-type: none"> 演舞披露/指導によりすずめ踊りをPRし普及に努める（青葉城址演舞、仙臺緑彩館演舞、地域スポーツ応援演舞、演舞及び指導依頼の対応※1、他） ※1役員会にて、連盟が特別に対応すると決定した演舞依頼・指導依頼に限る
交流部会	会員	<ul style="list-style-type: none"> 内外との交流事業（新年会、青葉まつり打上交流会等） 意見交換会等の企画・実施 ホームページ用祭連紹介資料の管理
事業部会	会員	<ul style="list-style-type: none"> 連盟が直接対応する演舞依頼（下記9事業）の実施 <ol style="list-style-type: none"> 1.護国神社春季大祭、2.青葉まつり関連（委託事業、運行スタッフ協力等）、3.とっておきの音楽祭、4.本丸講夏祭り、5.大崎八幡宮例大祭 6.どんとロード八幡雀踊り、7.護国神社秋季大祭、8.大江戸活粋パレード、9.青葉区民まつり その他事業：役員会にて連盟が特別に対応すると決定した事業の運営計画から実施を担当 加盟祭連間の与力依頼対応